

平成29年6月20日

〒460-0008
名古屋市中区栄5丁目7番9号
株式会社エムテック
代表取締役 増田 清 殿

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉 浦 市 郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2
KS 千種ビル6階F
事務局長 野 澤 厚 美
TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴社がその運営する駐車場に掲示している免責事項及び貴社が使用している駐車場管理規程につき、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成29年7月20日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 駐車場掲示の免責事項について

- 駐車場内の事故、タイヤホイール・スポイラー等損傷（スタッフによる誘導・代行運転含む）及び盗難・その他一切のトラブル等につきましては責任を負いかねます
- 天災、機械トラブル等により入出庫が出来ない場合でも当駐車場では一切の責任を負いかねます

損害・盗難・事故等につきましては 当駐車場では一切責任を負いかねます

1 申入れの趣旨

貴社の故意・過失による場合を除くことを明記して下さい。

2 申入れの理由

消費者契約法8条1項1号及び同条項3号は、事業者の債務不履行ないし不法行為による責任を全部免除する条項を無効としています。

ここで上記免責条項をみるに、貴社に故意・過失があるか否かを問わず、一律にその責任の全てを免除する内容となっており、貴社に故意・過失がある場合にも責任の全てが免除されるのであれば、その部分は、同法8条1項1号及び同条項3号により無効となります。

第2 駐車場管理規程について

1 21条第2段落について

管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(1) 申入れの趣旨

本条第2段落について、軽過失の場合にも貴社が責任を負う旨明示してください。

(2) 申入れの理由

消費者契約法8条1項1号及び同条項3号は、事業者の債務不履行ないし不法行為による責任を全部免除する条項を無効としています。

ここで本条をみるに、貴社の軽過失により消費者の車両に損害が発生した場合であっても、貴社は一切の責任を負わないものとされており、その部分は、同法8条1項1号及び同条項3号により無効となります。

2 24条について

管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償の責めを負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

※ 第5条「管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は生じるおそれがあると認められる場合

- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合」

※ 第13条「時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

7時～翌2時 駐車時間2時間つき金500円

（営業時間） 営業時間内打ち切り平日900円 土日祝1200円

2時～7時 営業時間外駐車料金無料 料金加算されない

（営業時間外）

」

(1) 申入れの趣旨

本条の適用が、貴社に帰責性が存しない場合に限定されると明記してく

ださい。

また、本条（５）を削除してください。

（２）申入れの理由

消費者契約法３条１項は、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮する・・よう努めなければならない。」と定めています。

しかるに、本条（１）乃至（４）は、貴社に帰責性が存しない場合を例示列挙したものと読める一方、本条の柱書は、貴社に帰責性が存する場面も想定されているかのように読めます。

また、本条（５）は、料金体系を定めたものであり、これによって消費者に損害が生じるという場面が容易に想定できません。

以上